

○ 太田市外三町広域清掃組合契約規則

平成 1 4 年 4 月 1 日

規 則 第 1 号

改正 平成17年 3月28日規則第1号

(目的)

第 1 条 この規則は、売買、賃借、請負その他太田市外三町広域清掃組合（以下「組合」という。）が行う契約（以下「契約」という。）に関し法令その他に特別な定めがあるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第 2 条 組合が行う契約に関しては、太田市契約規則（平成 1 7 年太田市規則第 7 5 号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日規則第 1 号）

この規則は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。